

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	伯耆町

伯耆町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 伯耆町産業課
所在地 伯耆町吉長 3 7 番地 3
電話番号 0 8 5 9—6 8—3 3 1 5
F A X 番号 0 8 5 9—6 8—3 8 6 6
メールアドレス nourin@houki-town.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、アライグマ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」と言う）、カワウ、ツキノワグマ（以下「クマ」と言う）、ニホンザル（以下「サル」と言う）
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	伯耆町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稲、野菜類	273	2,391
ヌートリア	水稲、野菜類	0	0
ニホンジカ	—	—	—
アライグマ	—	—	—
クマ	—	—	—
サル	—	—	—
カラス類	—	—	—
カワウ	—	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○イノシシ					
捕獲数はH29が252頭、H30が577頭、R1が543頭と大きく増加しており、被害については水稲被害が主で、出没範囲は全町的に拡大している。					
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被害額(千円)	1,166	1,357	1,879	4,263	2,391
被害面積(a)	103	137	285	379.1	273

○ヌートリア

R1については、大きな被害は発生していないが、小規模な被害が町内各地で発生している。

被害は水稲被害が主だが、野菜にも被害が発生している。捕獲数は年間数頭程度で被害額は横ばい傾向にある。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
被害額(千円)	0	10	11	0	0
被害面積(a)	0	1	1	0	0

○ニホンジカ

被害は確認されていないが、町内及び隣接町で目撃が増加し、また捕獲数も平成30年度に4頭、令和元年度に7頭と増加傾向にあることから、今後被害が発生する可能性がある。

○アライグマ

被害は確認されていないが、町内で目撃情報があることから、今後被害が発生する可能性がある。

○クマ

柿の実の食害があったが、特に被害は発生していない。ただし民家の近くへの出没が多く報告されており、人身被害等が懸念される。

○サル

大きな農作物被害は発生していない。はなれザルの民家への出没が多く報告されており、自家用野菜への被害や、人身被害等が懸念される。

○カラス類

町内全域で果樹等を中心に被害が確認されていることから、今後も引き続き被害が発生することが予想される。

○カワウ

日野川流域において鮎等の魚類に大きな被害が発生しており、今後も引き続き被害が発生することが予想される。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
イノシシ （水稲）	273a	137a
	2,391千円	1,196千円
指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
ヌートリア （水稲）	0a	0.5a
	0千円	6千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>(捕獲体制) ○全鳥獣対象 被害農家が町に鳥獣捕獲依頼をし、町の捕獲許可を受けた町内の猟友会が捕獲活動を実施する。 (捕獲機材の導入：箱わな等) ○イノシシ 集落単位で箱わなを購入することに対して、町から購入費の1/2補助を受けて導入し、この管理者を猟友会へ委託して捕獲活動を行う。 また、伯耆町鳥獣被害対策協議会が国事業を活用して捕獲檻を購入し、伯耆町鳥獣被害対策実施隊に貸与して捕獲を行う。 ○ヌートリア 町で箱わなを購入し、捕獲許可を受けた猟友会に貸与する。</p>	<p>(捕獲体制) ○全鳥獣対象 狩猟免許取得者の高年齢化、銃刀法改正等により減少</p> <p>○ヌートリア 小規模な被害が各地で発生しており、対応に苦慮している。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>(侵入防止柵の設置・管理) 2戸以上の被害農家が、県と町から資材費の2/3補助を</p>	<p>集団的に集落全体の農地を囲う取り組みができていない。</p>

する取組	受けて整備し管理を行う。 町が集団的に対策に取り組む集落に国事業を活用して侵入防止柵を整備し管理を行う。	
------	---	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>○イノシシ 里部への出没が多くなっている傾向にあることから、里部での侵入防止対策を積極的に推進し、極力飛び地とならないよう集団的に取り組む。 農地と山林を明確化するための緩衝帯の整備を促進する。</p> <p>○ヌートリア 年間を通じた捕獲を実施する。講習会を実施し、捕獲従事者の養成とともに捕獲技術の向上を図る。特定外来生物であることから地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。</p> <p>○ニホンジカ 今後、里部へ出没することにより被害が予想されることから、里部での侵入防止対策を推進し、可能な限り集団的に取り組む。 また、個体数の増加を抑えるため、山間部での捕獲を推進する。</p> <p>○アライグマ 隣接地域からの分布拡大に対して地域での監視体制を強化する。生息を確認した場合は、特定外来生物であることから、地域からの早期排除を目的とした捕獲対策を強化する。</p> <p>○クマ 民家の近くへの出没により、人身被害等が予想されることから、追い払いを実施する。 また、民家付近の放任果樹の撤果や伐採を推進する。</p> <p>○サル 民家への出没により、人身被害等が予想されることから、追い払いを実施するとともに、必要に応じて箱わなによる捕獲を実施する。</p>
--

○カラス類

行動範囲が広範囲に及ぶことから、町内全域を対象に捕獲を実施する。
町内一斉に捕獲を実施する等の効率的な捕獲を実施する。

○カワウ

鳥取県カワウ被害対策指針に則して日野川流域を中心に追い払い等の防除対策や捕獲を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町内3猟友会(岸本、溝口、二部)と協力して伯耆町鳥獣被害対策実施隊を組織し、緊急捕獲や追い払い等の対応を中心に従事し、被害の軽減と体制の強化に努める。

また、従来と同様にそれぞれの猟友会と有害捕獲事業委託契約を締結し、駆除班として通常の有害捕獲への従事及び町有の箱わなの運用を委託する。

【伯耆町鳥獣被害対策実施隊従事者の状況】

実施隊員 15名 (町内3猟友会(岸本、溝口、二部)から各5名)

【町内3猟友会(岸本、溝口、二部)による駆除班従事者の状況】

第1種銃猟従事者	9人
わな猟従事者	30人
第1種銃猟・わな猟従事者	13人

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、農家等の地域住民が参加した特定外来生物の捕獲体制を整備する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 2年度	イノシシ	・ 捕獲のための箱わな等の整備
	ニホンジカ	・ 被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア アライグマ	・ 箱わなの整備 ・ 外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	カラス類 カワウ	・ 追い払いや広域的な捕獲の実施 ・ 捕獲する駆除員の養成
令和 3年度	イノシシ	・ 捕獲のための箱わな等の整備
	ニホンジカ	・ 被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア アライグマ	・ 箱わなの整備 ・ 外来生物法による防除実施計画に基づき、捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	カラス類 カワウ	・ 追い払いや広域的な捕獲の実施 ・ 捕獲する駆除員の養成
令和 4年度	イノシシ	・ 捕獲のための箱わな等の整備
	ニホンジカ	・ 被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア アライグマ	・ 箱わなの整備 ・ 外来生物法による防除実施計画に基づき、捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	カラス類 カワウ	・ 追い払いや広域的な捕獲の実施 ・ 捕獲する駆除員の養成

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
○ イノシシ					
過去の実績から年間600頭を計画数とする。特に、中山間地での水稻被害が主なので、被害の情報を集め効果的な捕獲体制を整備する。					
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
捕獲実績	193頭	364頭	252頭	577頭	843頭
○ヌートリア					
被害範囲が拡大しており、年間10頭を当面の目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。					
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
捕獲実績	0頭	0頭	2頭	0頭	3頭

○ニホンジカ

目撃情報が増加しており、今後被害が予想されることから、予防的見地から、年間10頭を当面の目標数とし、地域から被害の情報を集め効果的な捕獲体制を整備する。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
捕獲実績	2頭	0頭	2頭	6頭	7頭

○カラス類・カワウ

被害が発生している地域を重点に、年間各100羽を当面の目標とし、被害の軽減のため、捕獲と追い払いを効果的に行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
イノシシ	600頭	600頭	600頭
ヌートリア	10頭	10頭	10頭
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭
カラス類	100羽	100羽	100羽
カワウ	100羽	100羽	100羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>(伯耆町全体)</p> <p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：くくりわな、箱わな、囲いわなを基本とする。 ・実施予定時期：4月～10月、3月 <p>○ヌートリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年 <p>○ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：くくりわな、囲いわなを基本とする。 ・実施予定時期：4月～10月、3月 <p>○カラス類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：銃により捕獲を基本とする。 ・実施予定時期：4月～10月

○カワウ

- ・捕獲手段：銃により捕獲を基本とする。
- ・実施予定時期：4月～5月、9月～11月、3月

○クマ

- ・日野川右岸地域を中心に目撃情報や痕跡が確認されているため、情報収集に努めるとともに遭遇回避の広報等を行う。

イノシシ等の有害捕獲のわなに錯誤捕獲のないよう注意喚起を行う。

○サル

- ・町内の広範囲にわたり、目撃情報がある。
- 追い払いを中心に対応するが、必要に応じて箱わなによる捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ニホンジカやイノシシの捕獲が増えており、遠距離での射撃が必要なことがあることから、必要に応じてライフル銃の使用を行うこととしたい。

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ5,000m 電気柵15,000m	ワイヤーメッシュ5,000m 電気柵15,000m	ワイヤーメッシュ5,000m 電気柵15,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、カラス類、カワウ、クマ、サル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物残さの除去 ・ 放任果樹の撤去 ・ 緩衝帯の設置
令和3年度	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、カラス類、カワウ、クマ、サル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物残さの除去 ・ 放任果樹の撤去 ・ 緩衝帯の設置
令和4年度	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、カラス類、カワウ、クマ、サル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物残さの除去 ・ 放任果樹の撤去 ・ 緩衝帯の設置

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伯耆町	①クマの目撃や出没情報があった場合は、防災行政無線等で住民への注意喚起を行う。 ②放任果樹等の誘引物の除去等を行い、出没しにくくなる生活環境の整備を行う。 ③クマが錯誤捕獲された場合は、関係機関と連携を図り、学習放獣等を行う。 ④クマによる農作物被害、または人身被害の危険性が高い場合は、有害捕獲許可により捕殺処分を行う。
町内猟友会	①町からの要請により、花火等により追い払いを実施する。 ②町から殺処分の要請があった場合には、関係機関と連携して殺処分を行う。
鳥取県西部総合事務所生活環境局生活安全課	①クマの錯誤捕獲時は、町と連携しながら学習放獣を行う。 ②町からの申請により有害捕獲許可申請があった場合には、速やかに有害捕獲許可を行う。 ③町が有害捕獲を行う際は、町と連携しながら殺処分した個体の確認及び調査を行う。 ④緊急時は、関係機関と連携しながら現地対策本部及び駆除班に助言を行う。
鳥取県緑豊かな自然課	①緊急時は、研究機関等専門家を現地派遣し、現地対策本部及び駆除班に助言を行う。
黒坂警察署	①緊急時は、現場周辺のパトロール、交通整理、広報活動等を行う。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

伯耆町役場産業課→伯耆町役場（総務課→伯耆町消防団）
（教育委員会→各小中学校）
（福祉課→各保育所）
→鳥取県西部総合事務所（生活安全課）
→黒坂警察署、町内猟友会、出没地域集落区長

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現在は、捕獲後の鳥獣は全て埋設処分としている。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在は、食品として利用することを考えていないが、今後必要があれば食肉としての利用を検討したい。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伯耆町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
伯耆町産業課	○伯耆町の ・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ○協議会の運営に関すること
伯耆町農業委員会	○伯耆町の農地に関すること
鳥取西部農業協同組合	○伯耆町の ・被害防除に関すること

	・捕獲対策に関すること
鳥取県農業共済組合西部支所	○伯耆町の鳥獣による農業被害に関すること
岸本猟友会	○岸本地域の ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること
溝口猟友会	○溝口地区、日光地区の ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること
二部猟友会	○二部地区の ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること
鳥取県西部総合事務所 農林局 生活環境局	○全体計画の助言に関すること

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県緑豊かな自然課 鳥取県鳥獣対策センター	○全体計画の支援に関すること

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

イノシシによる農作物被害が町内全域に拡大しており、緊急に被害を予防するため、捕獲や追い払い等を迅速に行うことを可能とするため、平成26年度に伯耆町鳥獣被害対策実施隊を設置して鳥獣被害対策の対応にあたっている。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認

める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>イノシシの出没がこれまで被害のなかった農地等へ拡大していることから、有害捕獲と侵入防止柵設置等により被害防止を図る。</p>

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。